

マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会

平成25年11月5日
警察庁刑事局組織犯罪対策部

第4回配布資料

<目次>

資料1 実質的支配者を自然人まで遡る確認について

資料2 リスクベース・アプローチについて

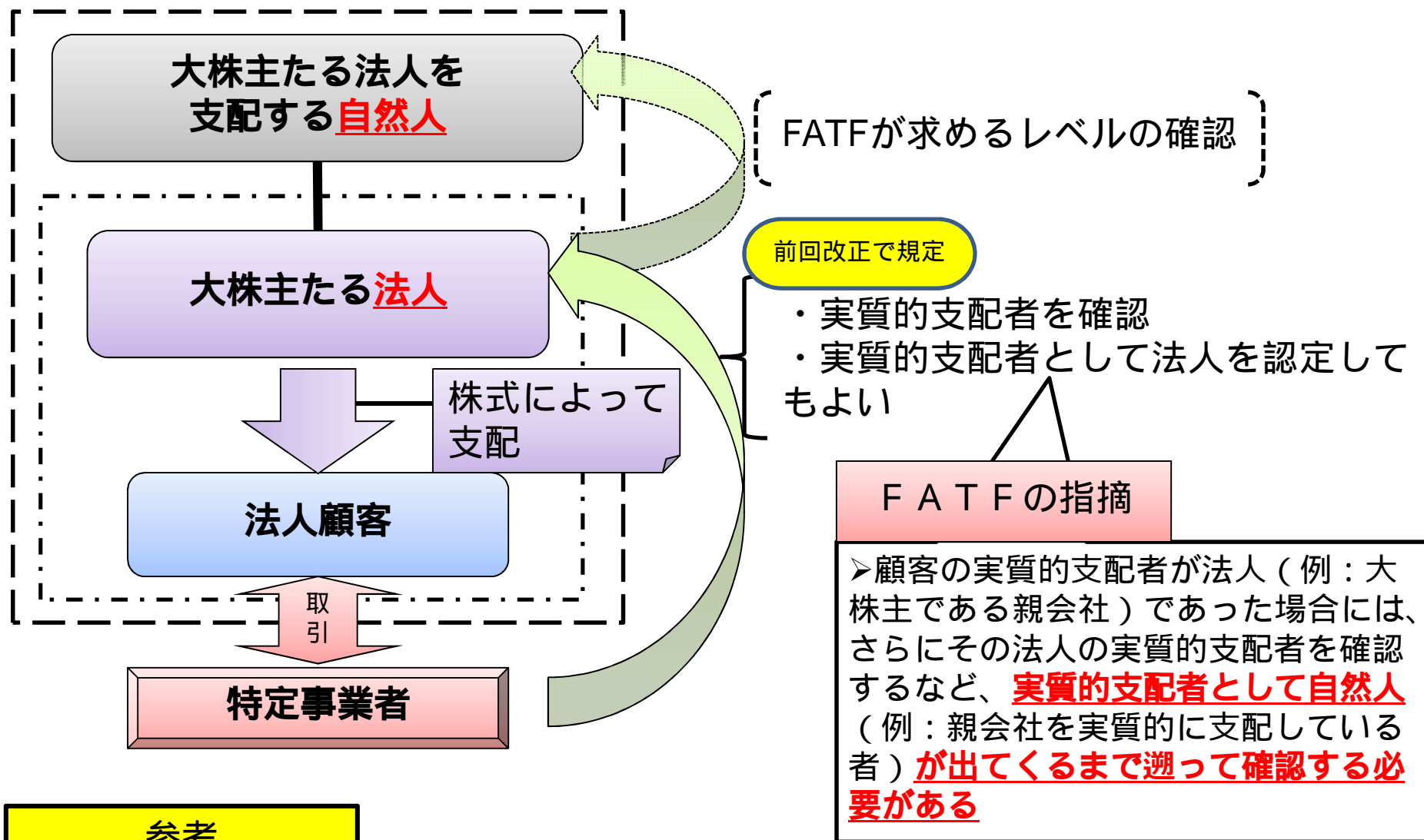
実質的支配者を自然人まで遡る確認について

1 - 1 : 実質的支配者を自然人まで遡る確認について
(論点)

1 - 2 : 法人の実質的支配者に関する規定について
(論点)

参考 1 : 2013 G8 ロック・アーン・サミット
首脳コミュニケ (仮訳) (論点)

参考 2 : 介護保険法に定める実質的支配者に関する規定
(論点)



参考

イギリス、イタリア、フランス及びシンガポールでは実質的支配者が自然人である旨、明確に規定している
アメリカはFATFから指摘されているが、FATFからの指摘に対応するために財務省が公表した通達において、
実質的支配者は自然人である旨述べられている

F A T F 第 4 次 勧 告 メ ソ ド ロ ジ ー

(10.5)

金融機関は、実質的支配者 (beneficial owner) が誰であるかを知ることができるように、関連情報及び信用できる情報に基づくデータを用い、実質的支配者の身元を確認し、照合するための合理的な措置をとらなければならない。

(10.10)

金融機関は、法人に関して、以下の情報に基づき実質的支配者の身元確認及び当該本人の本人特定事項を照合するための合理的な措置をとらなければならない。

(a) 法人の **最終的な支配的所有権を有する自然人** の本人特定事項

(b) (a) において当該支配的所有権を有する者が、実質的支配者であるのか疑いがある場合、又は所有権を有する自然人が存在しない場合は、 **他の手段により当該法人を支配している自然人** の本人特定事項

(c) 上記 (a) (b) において、特定される自然人がいらない場合、 **上級管理職にある自然人** の本人特定事項

現行犯収法 (施行規則)

(実質的支配者の確認方法等)

第十条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第四号に掲げる事項に係るものは、当該顧客等の代表者等から申告を受ける方法とする。

2 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める者 (以下「実質的支配者」という。) は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 **株式会社**、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和三十二年法律第百九十八号) 第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号) 第二条第三項に規定する特定目的会社その他のその法人の議決権 (会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令 (外国の法令を含む。) の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等 (会計監査人を除く。) の選任及び定款の変更に関する議案 (これらの議案に相当するものを含む。) の全部につき株主総会 (これに相当するものを含む。) において議決権を行使することができない株式 (これに相当するものを含む。以下この号において同じ。) に係る議決権を除く。以下この号において同じ。) が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人 (定款の定めにより当該法人に該当することとなる法人を除く。) **当該法人の議決権の総数の四分の一を超える議決権を有している者** (他の者が当該法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を有している場合を除く。)

二 前号に掲げる法人以外の法人 当該法人を代表する権限を有している者

基準に則した案

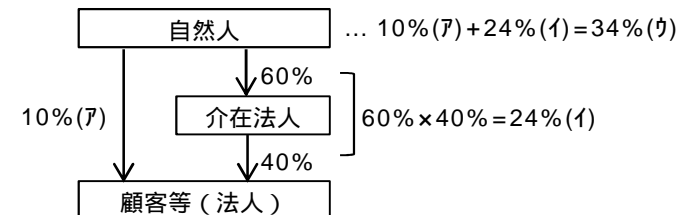
株式会社等の資本多数決の原則をとる法人 (現行犯収法規則第十条第二項第一号に掲げる法人)

(a) **当該法人の議決権の総数の四分の一を超える議決権を有している自然人** (他の者が当該法人の議決権の総数の二分の一を超える議決権を有している場合を除く。) 及び

ある自然人が一以上の法人を介在させ間接的に当該法人の議決権を有している場合 (当該自然人が当該法人の議決権の一部を直接有している場合を含む。) であって、 **当該自然人が直接有している当該法人の議決権の割合 (下図ア) と、当該自然人が間接的に有している当該法人の議決権の割合 (下図イ) を合計した割合 (下図ウ) が四分の一を超える場合の当該自然人**

(b) (a) に該当する者がいない場合又は (a) に該当する者が実質的支配者であるのか疑いがある場合、 **議決権以外の方法により当該法人を支配する自然人**

(c) (a) (b) に該当する者がいない場合、 **当該法人を代表する権限を有している自然人**



上記以外の法人 (現行犯収法規則第十条第二項第二号に掲げる法人)

(a) 議決権以外の方法により当該法人を支配する自然人

(b) (a) に該当する者がいない場合、当該法人を代表する権限を有している自然人

法人及び法的取極めの透明性

30. 信託を含め、法人及び法的取極めを最終的に支配し、所有し、そしてその利益を得る者についての認識の不足は、国境を越えて行われる場合が多い脱税や犯罪収益の洗浄を試みる者を利する。実態のない法人は、腐敗、脱税及び資金洗浄から生じる不正な資金の流れを助長するために悪用され得る。実態のない法人の悪用は、持続可能な経済成長と健全なガバナンスにとっての深刻な障害となり得る。我々は、この問題に対処し、法人及び法的取極めの透明性を向上するための協調的かつ集団的な取組を行う。透明性の向上はまた、投資環境を改善し、ビジネス取引をするための安全確保を容易にするとともに、腐敗と贈賄への対処となる。それは、犯罪ネットワークを追及し制裁を執行し、そして奪われた財産を特定して回復するための法執行機関による取組を支援する。

31. 我々は、法人及び法的取極めの悪用に対処するために行動することを決意している。我々は、率先して、金融活動作業部会（FATF）基準の実施の範を示す。我々は、本日、共通の原則に基づく国別行動計画を公表することに合意した。我々の異なる憲法上の事情に従い、これらの行動計画は、法人に対し自らの実質所有に関する情報を入手及び保持することを要請することによって、法人が自らの真の所有者及び支配者を確認することを担保し、これらの情報が、例えば中央登録機関を通じて、法執行当局及び徴税機関、適切な場合には資金情報機関を含むその他の関連機関に対して適時に入手可能となることを確保し、そして、信託の受託者がその受益者を確認することを担保し、法執行当局及び徴税機関、適切な場合には資金情報機関を含むその他の関連機関が信託に関する情報へのアクセスを確保することによってこの問題に対処するために、我々の具体的な行動を設定する。我々は、関連するFATF勧告の評価を優先することを含め、野心的な進展を国際的に確保するため、他のFATFパートナーと共に取り組む。

資金洗浄対策

32. 我々の金融システムは、資金洗浄及びテロ資金供与がもたらす深刻なリスクにさらされている。我々は、FATF基準を完全に支持し、それらを効果的に実施することにコミットする。我々は、FATFによる、戦略的な資金洗浄・テロ資金供与対策（AML/CFT）上の問題を有する高リスク国・地域の特定と監視を支持するとともに、すべての国がFATF基準を満たすことを確保するための措置を講じることを奨励する。我々は、企業犯罪に関与した者が責任を追及されることを確保するため、我々のAML/CFTに関する義務の適切かつ効果的な監督及び執行を確保することにコミットしている。

介護保険法〔平成 9 年12月17日号外法律第123号〕（抄）

第 5 章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第 2 節 指定居宅サービス事業者

（指定居宅サービス事業者の指定）

第70条 第41条第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

（略）

六の三 申請者と密接な関係を有する者（**申請者**（法人に限る。以下この号において同じ。）**の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの**（以下この号において「**申請者の親会社等**」という。）、**申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの**又は**当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人**をいう。以下この章において同じ。）が、第77条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

介護保険法に定める実質的支配者に関する規定（ 2 / 2 ）

参考 2

介護保険法施行規則〔平成11年3月31日号外厚生省令第36号〕

（法第70条第2項第6号の3の厚生労働省令で定めるもの等）

第126条の3 法第70条第2項第6号の3に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者（持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
 - 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- 2 法第70条第2項第六号の三の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 3 法第70条第2項第六号の三の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 4 法第70条第2項第六号の三の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与していること。
 - 二 法第41条、第42条の2、第46条、第53条、第54条の2又は第58条の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。
 - 三 次のイからヌまでに掲げる申請者の区分に応じ、それぞれイからヌまでに定めるサービスを行っていたこと。
 - イ 居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く。以下この号イにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定居宅サービスに該当する居宅サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ロ 特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護
 - ハ 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号ハにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定地域密着型サービス（法第42条の2に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）に該当する地域密着型サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ニ 認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ホ 居宅介護支援事業に係る指定の申請者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援
 - ヘ 介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護を除く。以下この号ヘにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定介護予防サービスに該当する介護予防サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - ト 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護
 - チ 地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下この号チにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する地域密着型介護予防サービスのうちいずれか一以上のサービス
 - リ 介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ヌ 介護予防支援に係る指定の申請者 指定介護予防支援
- 5 前条第一項の規定は、法第70条第2項第六号の三の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

リスクベース・アプローチについて

- 2 - 1 : リスクベース・アプローチについて (論点 、)
- 2 - 2 : 国によるリスク評価 (論点 、)
- 2 - 3 : 特定事業者によるリスクベース・アプローチ
(論点 、)
- 2 - 4 : リスクベース・アプローチの仕組み
(論点 、)

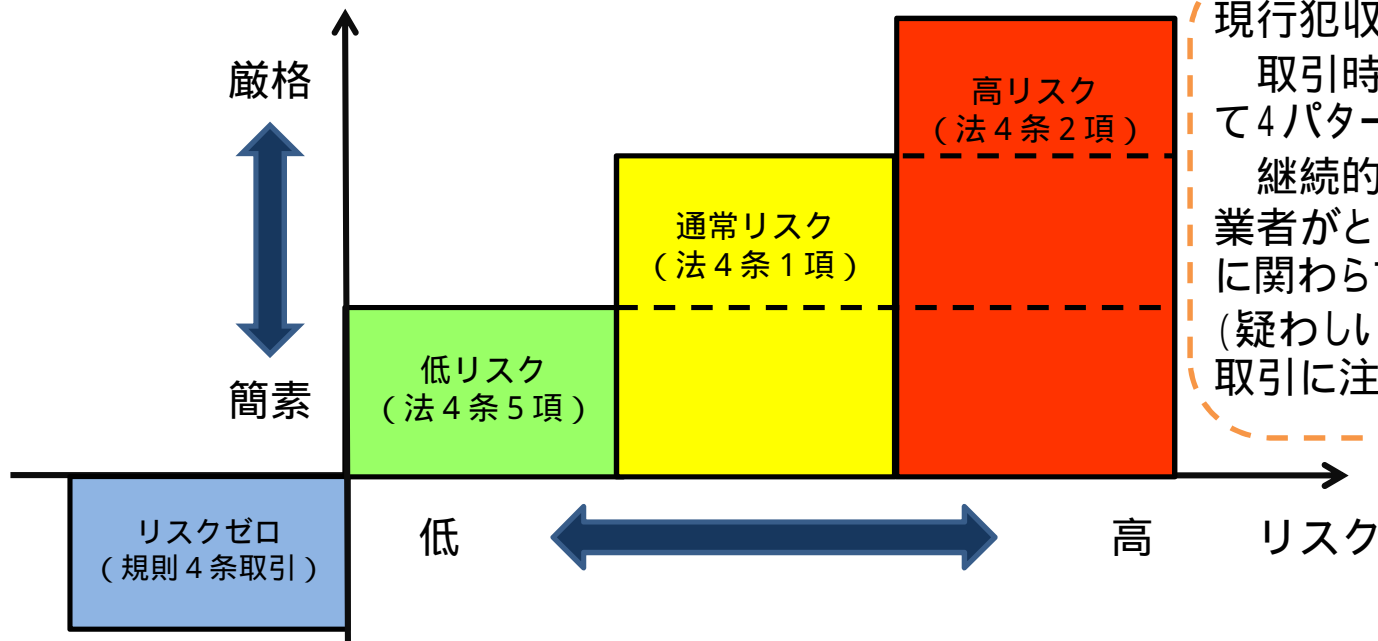
F A T F 勧告

➤ 4次勧告 1

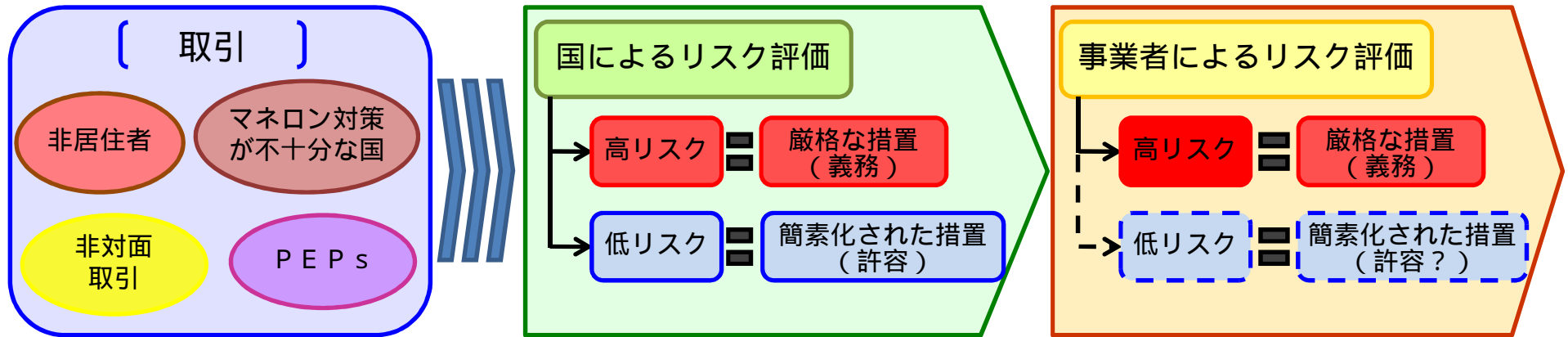
各国は、**自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び把握すべき**であり、当該リスクを評価するための取組を調整する関係当局又はメカニズムを指定することを含み、当該リスクの効果的な軽減を確保するために行動し、資源を割り当てるべきである。各国は、当該評価に基づき、資金洗浄及びテロ資金供与を防止し又は低減するための措置が、特定されたリスクに整合的なものとなることを確保するため、**リスクベース・アプローチ(RBA)**を導入すべきである。**この方法は、資金洗浄及びテロ資金供与対策の体制やFATF勧告全体にわたるリスクに応じた措置の実施における資源の効率的な配分にあたっての本質的基礎とならなければならない。**各国は、**リスクが高いと判断する場合、自国の資金洗浄・テロ資金供与対策の体制が当該リスクに十分に対処することを確保しなければならない。**各国は、**リスクが低いと判断する場合、一定の条件の下で、いくつかのFATF勧告の適用に当たって、簡素化された措置を認めることを決定してもよい。**

各国は、**金融機関及び特定非金融業者及び職業専門家(DNFBPs)に対し、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び低減するための効果的な行動をとることを求めるべきである。**

顧客管理措置
(取引時確認)

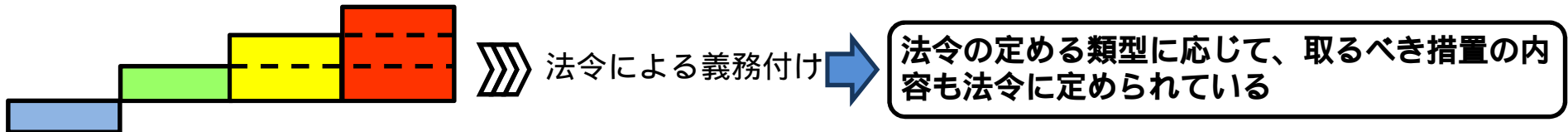
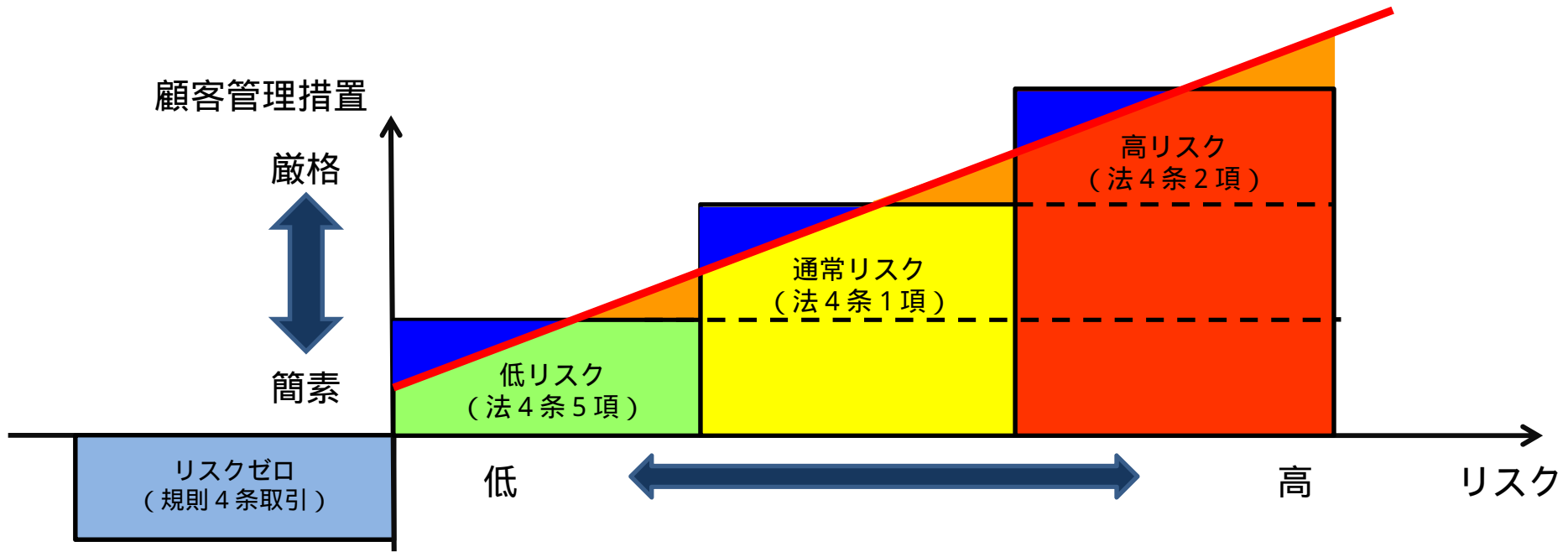


現行犯収法では、
取引時確認事項はリスクに応じて4パターン
継続的な取引において、特定事業者がとるべき措置は、リスク類型に関わらず法律上は同一
(疑わしい取引の届出を行うために、取引に注意を払う義務)



F A T F 勧告においてリスクが高いとされる取引

3次勧告	非居住者 プライベートバンキング 個人的資産を保持する媒体である信託のような法人又は法的取極め	
4次勧告	顧客のリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> ・業務関係が異常な状況下で行われる（例：金融機関と顧客の間の地理的な距離が説明できないほど著しく離れている） ・顧客が非居住者である ・法人又は法的取極めの形をとる個人的な資産保有形態である ・名義株主又は無記名株式を有する会社である ・取引が現金中心である ・会社の性質を考慮するに、当該会社の支配構造が異常又は過度に複雑である
	国又は地理的なリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> ・相互審査又は詳細な評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書などの信頼のできる情報源により、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策が取られていないとされた国 ・例えば国連などで制裁、禁輸措置又は類似の措置の対象となっている国 ・信頼のおける情報によって著しいレベルの汚職又は他の犯罪行為が行われていると特定された国 ・信頼のおける情報によってテロ活動に資金提供又は支援を行っているとして特定され、もしくはその国の中で活動するテロ団体が指定された国又は地域
	商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに関するリスク要因	<ul style="list-style-type: none"> ・プライベートバンキング ・匿名による取引（現金取引を含む） ・非対面の業務関係又は取引 ・素性の知れない又は業界や団体等に属さない第三者からの支払の受領
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・PEPs ・コルレス取引



しかし、リスクと取るべき措置の関係は、「坂」のように連続していると捉えた方が実際の取引に合っている。

法令では義務付けられていないが、より厳格な措置を取ることが望ましい。

事業者の責務としてのリスクベース・アプローチは、どのような形で制度化できるか。

法令では義務付けられているが、より簡素な措置でも問題がない。

事業者の判断による法令の義務付けの解除という仕組みは、法制上認められるか。

